様式４６（火薬）

建設用びょう打ち銃用空砲消費計画書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 消　費　計　画 | 消費場所の所在地 |  |
| 消費期間 |  |
| 消　費　数　量 | 　 |
| 同一消費地における１日の消費数量 |  |
| 工事内容 |  |
| 貯蔵 | 貯蔵場所の所在地及び名称 |  |
| 収納設備の種類及び構造 |  |

空砲の消費作業従事者名簿

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 氏　　　　名 | 年齢 | 住　　　　　　　所 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

注１　消費場所の所在地の欄には、無許可消費の場合は札幌市内と、消費許可を受ける場合は特定した所在地を記入してください。

２　この消費計画書には、次に掲げる書類を添付してください。

⑴　当該銃の所持許可証の写し

⑵　消費許可を受ける場合は、工事発注証明書又は工事請負契約書の写し

備考　この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

危険予防の方法

１　空包を取扱う付近では、喫煙し、又は火気を使用しない。

２　空包の貸し借り等をしない。

３　空包に適合したびょう及び建設用びょう打ち銃を使用する。

４　消費場所には、作業に直接関係のない者の立ち入りを禁止し、消費場所付近に多数の人が集合又は通行している場合には、消費を一時見合わせる等の処置を講ずる。

５　空包は施錠できる堅固な設備に収納し、盗難、火災予防に注意する。

また、盗難予防上、人のいない自動車等の中に空砲を存置しない。

６　空包の打ちがらは、消費場所に放置せず回収する。

また、不発の空包がある場合には、水に浸す等適切な処置を講じた後、販売業者に返却する。

７　無許可消費（譲受許可のみを受ける）の場合は、同一消費地における消費数量は１日につき２００個（その原料をなす火薬又は爆薬が０.４ｇ以下のものにあっては４００個）以下とする。

８　空包は消費作業に従事するものが自ら携帯し、その者が携帯する数量は２００個（その原料をなす火薬又は爆薬が０.４ｇ以下のものにあっては４００個）以下とする。

９　消費期間は譲受許可期間内とし、譲受許可期間満了の際未使用の空包が存置されている場合には、速やかに譲渡許可を受けて火薬類販売業者に返品する。

１０　譲受、消費許可証の有効期間が満了したとき、又は期間内に目的を達成したとき等には、許可証を札幌市長に返納する。

１１　空包の受払簿を備え、責任者を定め、受払状況をその都度記帳する。

１２　空包は、２，０００個（その原料をなす火薬又は爆薬が０.４以下のものにあっては４，０００個）を超えて貯蔵することはできない。

１３　その他、火薬類取締法施行規則第５６条の３の規定を遵守する。